

「ストーカー総合対策」取組状況(概要)

平成 29 年 4 月 24 日
ストーカー総合対策関係省庁会議

I 主な取組状況 (平成 28 年 12 月 31 日現在)

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ストーカー事案を含む人身安全関連事案対策を強化するための地方警察官等の増員を措置するとともに、交番、総合窓口において、女性警察官等による対応ができる体制の確保を推進。【警察庁】
- 被害者等からの相談への対応について、職員等に向けた教養、研修、講義等を実施。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 警察、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターのほか、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な窓口、専用相談電話「女性の人権ホットライン」、日本司法支援センター（法テラス）、精神保健福祉センター等において、被害者等からの相談に対応。【警察庁、法務省、厚生労働省】
- 地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、検討会を設置し、効果的な被害者支援を行うための指針の内容や活用方法等の検討を実施【内閣府】
- 既存のネットワークを活用した関係機関の連携、協力を推進するとともに、通知等を通じて関係機関の連携を指示。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2 被害者等の一時避難等の支援

- 婦人相談所では、被害者に対し、必要に応じて心理療法担当職員等による心理的ケアを行うとともに、都道府県知事等に対し、ストーカー被害者についても民間シェルターへの一時保護の委託が可能となることを周知。【厚生労働省】
- 被害者等の一時避難に係る経費を措置し、危険性・切迫性が高い事案の被害者の安全確保を推進。【警察庁】
- 婦人保護施設では、施設入所者（ストーカー被害女性を含む）に対し、必要に応じて生活支援や心理的支援、就労支援を実施して、自立に向けた中長期的な支援を実施。【厚生労働省】
- 都道府県の公営住宅の管理担当者による会議等において、入居者選考において犯罪被害者等に優先的な取扱いを行うことができることを周知。【国土交通省】
- 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助等の活用により、資力の乏しい被害者に弁護士費用等の立替援助を行うなど、経済的負担軽減を実施。【法務省】
- 地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助、配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を実施。【内閣府、総務省】

3 被害者情報の保護

- 捜査段階、公判段階における被害者等情報の保護に配慮。【警察庁、法務省】
- 被害者等の情報の保護や相談窓口での適切な対応について、配偶者暴力相談支援センター長及び相談員向けに講義を実施。【内閣府】
- 各都道府県に対し、職務関係者による被害者等情報の保護に係る配慮等について周知。【厚生労働省】
- 住民基本台帳の閲覧等、自動車の登録事項等証明書等の交付、選挙人名簿の抄本の閲覧、戸籍の届書等の記載事項証明書の請求等について、手続の厳格な運用に

よる被害者等情報の管理を徹底するとともに、当該手続等について周知。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省】

4 被害者等に対する情報提供等

- リーフレットの配布、ウェブサイトへの掲載等を通じ、被害者等からの相談窓口を周知。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（平成 28 年 11 月 12～25 日）における広報啓発を実施。【内閣府】
- 「男女間における暴力に関する調査」（「特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験」等について調査）に係る経費を予算案に計上（平成 29 年度）。【内閣府】
- 児童生徒及び保護者からの相談や教職員への助言等を行うため、スクールカウンセラー等を配置するとともに、「24 時間子供 SOS ダイアル」を整備。【文部科学省】

5 ストーカー予防のための教育等

- 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修」、学校等における人権教育の場、子供のインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座、非行防止教室等を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進。【内閣府、警察庁、総務省、文部科学省】
- 教職員等を対象に、情報モラル、情報セキュリティの指導のあり方についての研修を実施。【文部科学省】

6 加害者に対する取組の推進

- 被害者の安全確保を最優先にした対応を徹底するとともに、必要な資機材等に係る経費を措置することにより、ストーカー事案の対処能力の向上を推進。【警察庁】
- ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに要する経費（地域精神科医療との連携経費）を措置【警察庁】
- ストーカー事犯者対応スーパーバイザーへの謝金を措置。【法務省】
- 多機関連携によるストーカー行為者更生のための取組に関する調査研究に係る経費を予算案に計上（平成 29 年度）。【警察庁】

II 今後の方向性

平成 28 年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数は 2 万 2,737 件となるなど、引き続き高水準で推移しているほか、最近のスマートフォンの普及や SNS 利用の広がり等によるコミュニケーション手段の変化等により、事案の態様が多様化するなど、これらの事案を取り巻く厳しい情勢が続いている。

このような状況を踏まえ、「第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月閣議決定）」のほか、平成 28 年 12 月 6 日に成立したストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 102 号）等に基づき、関係省庁、関係機関が連携したストーカー対策をより一層強力に推進する。